

# 国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令及び国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 62 号）の概要

## 1 改正の背景

電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（特定業務を除く。）の運営及び人事管理に関する省令（平成 16 年総務省令第 68 号）について所要の規定の整備を行う必要がある。

## 2 改正の概要

国立研究開発法人情報通信研究機構に係る業務方法書に記載すべき事項に、改正法による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）附則第 8 条第 2 項に規定する業務に関する事項を追加する等所要の規定の整備を行う。

## 3 施行期日

改正法附則第 1 条本文の施行の日（平成 30 年 11 月 1 日）